

# 総務文教委員会記録

1 日 時 令和3年6月25日（金曜日）

開 会	午前10時03分
休 憩	午前10時04分
再 開	午前10時07分
休 憩	午前10時10分
再 開	午前11時40分
休 憩	午後 0時31分
再 開	午後 2時12分
休 憩	午後 3時19分
再 開	午後 3時28分
閉 会	午後 3時44分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 10人

委員長	高 田 真 里
副委員長	松 井 邦 人
委 員	織 田 伸 一
//	田 辺 裕 三
//	高 道 秋 彦
//	大 島 満
//	村 石 篤

委 員	佐 藤 則 寿
//	高 田 重 信
//	赤 星 ゆかり

4 欠席委員 0人

## 5 説明のために出席した者

### 【議会事務局】

事務局長	浦野 弘司
事務局次長	山元 幸彦
庶務課長	大野 満
議事調査課長	野嶽 誠司
庶務課長代理	船木 寛人

### 【監査委員事務局】

事務局長	関野 孝俊
参事（事務局次長）	長 康博

## 【企画管理部】

部長	前田 一士
法務指導監	福島 武司
理事（企画管理部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当））	渡辺 康裕
部次長	森 俊彦
情報企画監	小倉 康男
参事（政策秘書担当）	岡本 由紀恵
参事（企画調整課長）	刑部 博規
参事（職員課長）	鎌田 泰史
行政経営課長	山口 雅之
文書法務課長	本多 寛明
秘書課長	井村 孝志
広報課長	平井 聖子
情報統計課長	佐伯 誠司
文化国際課長	中山 武史
未来戦略室長	青山 哲也
職員研修所長	中川 美智留
ガラス美術館次長	豊島 栄治
富山外国語専門学校事務長	佐伯 緑子
富山ガラス造形研究所事務長	横越 純
公文書館長	木下 満
企画調整課主幹（調整担当）	岸 聡之

## 【教育委員会】

事務局長	金山 靖
理事（学校再編担当）	舟崎 文彦
理事（図書館長）	高嶋 善秀
事務局次長（総務・社会教育担当）	山本 貴俊
事務局次長（学校教育担当）	大久保 秀俊
民俗民芸村管理センター村長	澤 昌芳
科学博物館長	水高 清志
参事（学校再編推進課長）	関谷 雄一
参事（学校施設課長）	井上 剛秀
教育総務課長	石黒 健一
学校教育課長	竹脇 孝志
学校保健課長	宮前 仁
生涯学習課長	高橋 祐子
大沢野教育行政センター所長	片山 尚之
大山教育行政センター所長（大山歴史民俗資料館長）	山下 浩一
八尾教育行政センター所長（八尾化石資料館長）	山田 学
婦中教育行政センター所長	山口 佳子
埋蔵文化財センター所長	堀沢 祐一
大沢野生涯学習センター所長	井村 寿恵
教育センター所長	川端 紀代美
市民学習センター次長	島崎 幸仁
郷土博物館長	坂森 幹浩
教育総務課主幹（調整担当）	大島 聡

## 【財務部】

部長	牧田 栄一
理事（財務部次長（税務担当））	奥沢 靖
部次長	清水 裕樹
税務事務所長	横井 浩伸
参事（財政課長）	古西 達也
参事（債権管理対策課長）	笠間 信行
参事（税務事務所税務課長）	加藤 康博
管財課長	若松 潤
契約課長	開発 則幸
工事検査課長	坂井 義隆
納税課長	追分 禎一郎
市民税課長	高場 英人
資産税課長	小川 徹雄
用地課長	守山 裕一
財政課主幹（調整担当）	瀬川 智行

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課主任	河原 絢加
議事調査課主事	江部 なな恵

## 7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和3年6月定例会の総務文教委員会を開会いたします。  
審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、田辺委員、大島委員を指名いたします。  
これより、議会事務局所管分に入ります。  
本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会議会事務局所管分を終了いたします。

午前10時04分 休憩

~~~~~

午前10時07分 再開

委員長 総務文教委員会監査委員事務局所管分に入ります。  
本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

高田 重信委員 監査委員の皆さんには御苦労さまでございます。

議員のほうにはその都度監査の報告が届いているわけですが、細かいチェックがされており、各部署に対して是正するよう指摘されています。

指摘に対して、各部署からはしっかりした回答が来ていると思うのですが、何か月以内に是正するという決まりがあるのか、それとも次回の監査までに直しておくようにという捉え方なのか、確認させてください。

監査委員事務局次長 いつまでにやりなさいという規定はございませんが、期間を置きまして、各所属に対して措置状況の報告を求めています。

高田 重信委員 求めていますではなくて、きちっと是正されたのか、チェックもしておられるということによろしいですね。

監査委員事務局次長 チェックをしています。

大島委員 各部局に対して監査がいつ入るというスケジュールがありますが、いつまでのスケジュールが決まっていますか。



監査委員事務局次長 前年度に、年間を通じてスケジュールを決めております。

大島委員 以前にも申し上げたのですが、抜き打ちでやってこそ監査だと思っています。ですから、事前に来年度のいつ、この部局に入ります、準備をしておいてくださいというのは一準備期間も要るのですが、もう少し監査の意味があるように実施していただきたいと思っていることを要望として付け加えます。

委員長 要望ですね。  
ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会監査委員事務局所管分を終了いたします。

午前 10 時 10 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 40 分 再開

委員長 これより、総務文教委員会企画管理部所管分の議案の審査を行います。

議案第156号 特定事業契約締結の件（大山地域公共施設複合化事業）、  
報告第11号 専決処分について承認を求める件（令和3年6月の特別職の職員等の期末手当の特例に関する条例制定の件）、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

行政経営課長 〔議案第156号について、  
議案説明資料により説明〕

職員課長 〔報告第11号について、  
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありますか。

大島委員 大山地域公共施設複合化事業について、現在の行政サービスセンターを壊されて、その跡地に店舗を契約一定期借地権で契約されるということですが、令和5年までの契約期間の間に、経済状況が変動して契約をやめるなどという可能性がもしあるとすれば、契約のほうではどういう条項になっているのか分かりますでしょうか。

行政経営課長 現在の行政サービスセンターの跡地を活用した公用地等活用事業については、令和3年6月に入りまして基本協定、覚書を交わした段階でございます。

こちらの土地につきましては、現在ある行政サービスセンターを令和5年4月以降に解体する予定ですので、建物が壊された後、整備を開始することとなっております。

そのため、この事業者と本市の間では定期事業借地の契約自体はまだ結んでおりません。現時点では基本協定一事業契約に向けて、お互い誠意を持って取り組んでいこうという段階ですので、基本的に現時点でペナルティーは発生しないこととなっております。

大島委員 現在覚書を結んだ業者が、もし令和5年の直前になって契約をやめたいと申入れをしたら、どういう対応になりますでしょうか。

行政経営課長 先ほどの回答とかぶる部分もございますけれども、基本的に基本協定時点でのペナルティーは特段発生しませんが、事業契約を結んだ後の先方の一方的な都合による契約解除等につきましては、地代の約1年分が賠償金として支払われることとなっております。

大島委員 事業契約を結ばれるのはいつ頃の予定でしょうか。

行政経営課長 基本的には令和5年4月以降に現在の行政サービスセンターの解体を開始しますので、その解体状況によりますが、令和5年度中には事業契約を結んで、新しく民間のドラッグストアの整備に着手していきたいと思っております。

赤星委員 大山地域公共施設複合化事業について、議案説明資料12ページ(3)施設概要の解体対象施設に、大山竪穴住居跡展示館とあります。この施設に展示されているものは、大山地域の歴史にとって大切なものなのだろうと思うのですけれども、新しい施設の中ではまた新たに展示をされる予定なのでしょうか。

行政経営課長 事業者からの提案段階ですが、現在大山竪穴住居跡展示館が建っている場所に、メモリアルという形で何かを残したいという提案がありました。

それと同時に、議案説明資料13ページのパース図の向かって右側の東棟の1階は、ホールと展示スペース—大山地域の歴史や文化を展示するスペースも設けておりますので、こ

の場所の活用については、今後地域の方とも話しながら、どんなものを展示していくのかを決めてまいりたいと考えております。

企画管理部長 ちょっと補足ですが、先ほど大島委員から、いわゆる事業契約締結後に事業者が撤退表明したときの対応ということで質問がございました。まだ正式に相手方と定期借地権設定契約を結んでおりませんので、ペナルティー条項も含めた契約書を交わす予定ということで御理解いただきたいと思います。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第156号、報告第11号、以上2件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第156号、報告第11号、以上2件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決・承認されました。  
以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第24号 経営状況報告の件（一般財団法人富山市ガラス工芸センター）、

報告第25号 経営状況報告の件（株式会社富山市民プラザ）、

報告第26号 経営状況報告の件（公益財団法人富山市民文化事業団）、

以上3件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

企画調整課長

〔報告第24号について、  
報告第25号について、  
議案書により説明〕

文化国際課長

〔報告第26号について、  
議案書により説明〕

委員長

これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

赤星委員 株式会社富山市民プラザについて伺いたいと思います。

まず、地場もん屋総本店の運営ですけれども、大変人気があって売上高も伸びていると。巣籠もり需要もあって伸びているということなのですが、農産物などを出品していただいている農家さんから販売委託の手数料を頂いていると思います。その手数料は令和2年度で幾らぐらい入っているのでしょうか。

企画調整課長 集荷をしない方については売れた額の15%、集荷場へ持ち込まれている方からは売れた額の20%を頂いております。

赤星委員 今年度4月から、その手数料が15%から20%に上がったというふうに聞いたのですけれども、そうなのですか。

企画調整課長 そのように聞いております。

赤星委員 上げた理由はわかりますか。

企画調整課長 恐らくなのですけれども、市内に同じような直売所がほかに2つあって、そちらの手数料との比較ですとか、あとは、決済方法について、現金のみからカードやQRコード決済を

使えるようにしたことなどが考えられるのではないかと推測しております。

赤星委員 推測ですか。

ほかに2つの直売所があるというのは、JAのものでしょうか。

企画管理部長 今回の赤星委員の御質問でございますけれども、これは地方自治法に基づいて経営状況報告を議会に提出する、報告するというものであります。具体的な事業の内容や中身、あるいはなぜそういうことをしているのかということをお我々が御説明する場ではないと考えていますし、また我々もそういった情報は持っておりませんので、その点は御理解いただきたいと思っております。

赤星委員 分かりました。担当は農政企画課だと思しますので、ほかの機会に質問したいと思っております。市民プラザにつきまして、予算と決算の両方に家賃収入とあるのですけれども、令和2年度の家賃収入の内訳を教えてください。

企画調整課長 令和2年度も令和3年度も同額になります。市民プラザが税抜き会計としておりますので税抜きで申し上げますと、市民プラザホール



については家賃が2億3,093万1,600円、共益費が6,848万3,640円、計2億9,941万5,240円です。

続きまして、市民学習センターについては家賃が8,177万8,800円、共益費が2,425万1,400円、計1億603万200円です。

それから、外国語専門学校については家賃が9,454万6,800円、共益費が2,803万8,000円、計1億2,258万4,800円。

最後に、総曲輪公民館については家賃が1,511万400円、共益費が448万800円で、計1,959万1,200円です。

赤星委員 これら4つを合わせますと、市からの支払いというのは合計幾らでしょうか。

企画調整課長 富山市から支払っている家賃と共益費の計が5億4,762万1,440円です。

赤星委員 改めてすごい金額だなと驚いているのですが、この家賃の金額の設定はどのように計算されてきたのでしょうか。

企画調整課長 1坪当たり1万4,500円ということですよ。

富山市民プラザにおいては、面積的にも専有部分の93.7%を市が占有していますし、共有部分についても90.8%を市が占有していますので、金額が自然と大きくなるのは当然かと思えます。

赤星委員 第三セクターということで、そういう特殊な状況になっているのだと思うのですけれども、施設のほとんどを市が使っているということで、すごい金額になっております。1坪当たり1万4,500円という金額は、近隣の民間施設の家賃と比べてどうなのでしょう。

企画調整課長 存じ上げておりません。

委員長 ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件については、議決不要のものです。  
次に、企画管理部所管分で、議案及びただいまの報告以外で何か質問はありますか。

赤星委員 広報課にお伺いしたいのですけれども、今、街の中にシクロシティ株式会社の広告パネルがありますよねーシティスケープというのですかーあそこに今、新型コロナワクチン接種

を呼びかける丸い円を描いたポスターが入っているのですけれども、あのポスターの掲出期間はいつからいつまでなのでしょう。

広報課長

御質問にありました新型コロナワクチンのポスターなのですけれども、当分の間という形で、いつまでというのは特に決めておりません。

やはり今の時期は、新型コロナワクチン接種の啓発をある程度の期間実施していかななくてはいけないということがございますので、いつまでという最後のところは、現時点ではまだ決めていないということです。

赤星委員

広告掲出料と併せて、ポスターを1回変えるごとにまた手数料もかかるのですよね。契約のほうは、期間を決めないものになっているのでしょうか。

広報課長

今おっしゃっているのは、単独の4基のほうでよろしいですか。

シティスケープというのは、23面とか24面とかグループが決まっているものと、年間を通して単独の4基で使用しているものがあるのですが、今の御質問の、新型コロナワクチン接種のポスターがかかっているほうは単

独の4基のほうの一部だったと思うので、そちらでお答えする形でいいですか。

赤星委員            ちょっとその分類は私には分かりませんが、車で走っていて気がつく、富山市の新型コロナワクチン接種のポスターの広告です。

広報課長            広報課所管の分でまずお答えをしたいと思います。

                         広報課のほうで単体のパネルを4基契約しています。場所については昨年度末も申し上げておりますが、市役所前に1基、富山駅北に1基、城址公園前に1基、あと旅籠町に1基、この4基を契約しております。

                         これは年間契約になりますので、4月から3月末までの間、必ず何かしら掲出されているという状況になっております。

                         今現在のところ、駅北と一4基のうちの2基が新型コロナワクチン接種のポスターになっているはずなのですが、私は駅北しか覚えていなくて申し訳ありません。

                         その年間契約額でよろしいですよ。

赤星委員            はい。

広報課長            今年度の金額が941万2,858円です。

もう1つのシティスケープのほうですが、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、今年度は3回の掲出を予定しているのですが、こちらは時期、内容も含めて調整中ですので、まだ新型コロナウイルス感染症対策の広報課の予算としてのものは上がっていない状況になります。

もう1つがシビックプライド「AMAZING TOYAMA」の関係で掲出するものがあるのですが、こちらについてもまだ時期を調整中で、広報課のものは今は上がっていないということになります。

赤星委員

新型コロナワクチン接種の啓発は大切だと思うのですが、あのポスターの効果が実はちょっとどうなのかなと思って。

車道に向けて掲出されていますよね。そうすると、小さい字なので何が書いてあるのか分からないのですよ。「ワクチン」だけは見えますけれども、車で通過しますから、下のほうはほとんど分かりません。

ですから、医療機関とか調剤薬局などにも同じポスターのもう少し小さい版が貼ってありますし、そうやってすぐじかに見えるところだったらまだ分かるのですが、車道に向けたあのポスターの効果というのは一年間

941万円も払っているわけですから、掲出をするならば効果というものをもう少し考えていただいたほうがいいのではないかなと、常々通過しながら思っている次第なのですけれども、どうでしょうか。

広報課長

新型コロナワクチン接種の啓発のポスター自体につきましては、実はデザイン等に広報課は加わっていないのです。けれども、当然ほかのところ—それこそ今委員が言われたような医療機関や薬局など、歩いて目につく場所に貼られているポスターと同じデザインのもので、まず目に入るという意味では、やっぱり効果はあると思うのです。まず「ワクチン」という言葉がぼんと目に入るというのは、やはり効果があると考えます。同じデザインのものであえて掲げるといふことの効果はあると思います。

委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会企画管理部所管分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 0時31分 休憩

~~~~~

午後 2時12分 再開

委員長

総務文教委員会を再開いたします。

これより、教育委員会所管分の議案の審査を行います。

議案第140号 富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第157号 工事請負変更契約締結の件（和合中学校校舎改築主体工事）、

議案第158号 工事請負変更契約締結の件（民俗民芸村周辺法面保護（その2）工事）、

以上3件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

生涯学習課長

〔議案第140号について、議案説明資料により説明〕

学校施設課長

〔議案第157号について、議案説明資料により説明〕

生涯学習課長 〔議案第158号について、  
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑  
を終結いたします。  
これより、議案第140号、議案第157号、  
議案第158号、以上3件を一括して討論に  
入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第140号、議案第157号、  
議案第158号、以上3件を一括して採決い  
たします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、教育委員会所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されております  
報告第28号 経営状況報告の件（公益財団法人富山市学校給食会）  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

学校保健課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
次に、  
水橋地区における義務教育学校の設置について、  
三郷小学校・上条小学校の一次統合について  
新保なかよし認定こども園、大久保幼稚園・

大久保保育所の「幼保連携型認定こども園」への移行について、  
小・中学校及び幼稚園における食中毒の発生について、  
以上4件を一括して、順次、当局の報告を求めます。

学校再編推進課長 〔水橋地区における義務教育学校の設置について、  
三郷小学校・上条小学校の一次統合について、  
委員会資料により説明〕

学校教育課長 〔新保なかよし認定こども園、大久保幼稚園・大久保保育所の「幼保連携型認定こども園」への移行について、  
委員会資料により説明〕

学校保健課長 〔小・中学校及び幼稚園における食中毒の発生について、  
委員会資料（追加分）により説明〕

委員長 ただいまの報告について、順番に質問を聞いていきたいと思えます。  
水橋地区における義務教育学校の設置について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、三郷小学校・上条小学校の一次統合について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 では、新保なかよし認定こども園、大久保幼稚園・大久保保育所の「幼保連携型認定こども園」への移行について、質問はありませんか。

村石委員 委員会資料４ページ（１）概要のＡに新保なかよし認定こども園が幼稚園型こども園から幼保連携型認定こども園に移行するとあります。他に民間の保育施設もないことから、ゼロ歳児の保育の受皿を確保するということですが、一般的には育児休業を取っていて、ゼロ歳児が保育施設に入ることは珍しいのですけれども、ただ、お母さんや保護者の中には、例えば美容師をしているとか、早く子どもを預けて仕事に就きたいという人もおられるということは私も知っています。新保地区のほうで、ゼロ歳児を受け入れてほしいという要望が実際にあったのでしょうか。

学校教育課長 こども家庭部のほうからは、保育所の入所申込みなどの手続の際に、新保エリアでゼロ歳児を預けたいという要望を聞くことは以前から多かったと聞いております。

また、園の職員に対しましても、ゼロ歳児の受入れをしてほしいという意見が保護者等から寄せられていたということです。

これらのことから、教育委員会としましてこども家庭部と連携して、新保エリアでの保育ニーズの高まりにしっかりと応えていくことが必要であると判断し、幼保連携型認定こども園への移行を決めたところであります。

村石委員 地区の住民の皆さんの要望に応じて設置をするということは、本当に評価できると思います。

そこで、ゼロ歳児を受け入れるということですが、受入れ可能人数についてはどれくらいの人数と考えているのでしょうか。

学校教育課長 現在、移行に向けまして、施設面一部屋割りや活用方法などについて、こども家庭部と連携して検討している段階であります。定員につきましても今後検討を進めてまいりたいと考えているところで、まだ決まっておりません。

村石委員 基本的には、ゼロ歳児1人に対して必要な面積というのが決まっているので、そういう意味で言えば、面積的には人数が計算できると思ったので質問したのですけれども……

学校教育課長 そういった要件等も踏まえてしっかりと検証しまして、人数を確定してまいりたいと考えております。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 では、小・中学校及び幼稚園における食中毒の発生について、質問はありませんか。

村石委員 それでは、何点か質問をさせていただきます。学校給食における衛生管理の徹底については、文部科学省が定める学校給食衛生管理基準、厚生労働省が定める大量調理施設衛生管理マニュアル等で規定されています。しかし、ある自治体では、そのほかに学校給食における食中毒対策マニュアルというものを定めている教育委員会もあるわけです。富山市においては、この学校給食における食中毒対策マニュアルを定めているのかどうか

お聞かせください。

学校保健課長 委員がおっしゃる食中毒に特化したマニュアルはございませんが、富山市学校給食衛生管理マニュアルというものは整備しております。この中に食中毒が発生したときの連絡体制フローチャート等も整備しております。今回はそちらを使っていち早く学校や市学校給食会、県学校給食会などに連絡をいたしました。

村石委員 今ほどの学校保健課長のお話では、いわゆる学校給食における食中毒マニュアルという題名のものはないけれども、食中毒が発生したときにはフローチャートに従って行動するという規定はあるということでした。恐らくそのフローチャートの中にもあると思うのですけれども、今回各学校は学校医と緊急に連絡を取って適切に対応したのかどうかお聞かせください。

学校保健課長 当日は、午前9時半ぐらいの時点で、学校医の先生に子どもの受診状況や病状を把握していただいて連携を取るようにと、各学校に連絡をいたしました。

村石委員 学校医と連携を取ったということですからけれど

も、症状だけを見たら、食中毒の症状と風邪の症状はよく似ているのですね。そういった意味で、学校医の方と教育委員会で、その辺りの話合いは何かあったのでしょうか。

学校保健課長 医師からは幾つか情報や連絡をいただいております。

一部の医師からはある菌が少し疑われるのではないかという情報が入ったのですが、その情報をしっかり整理せずに動こうとした点が若干ありましたので、その点は反省しております。

村石委員 医師が今までの診療経験からおっしゃったことは、それはそれとしてしっかり受け止めるべきだと思うのですけれども、今大事なのは、症状が出ている子どもたちは1つの学校だけではなくて、複数の学校で共通した症状がある児童や生徒がいたわけですよ。そういうことを確認した段階で、学校給食が原因であるのではないかという判断はされたのでしょうか。

学校教育課長 6月17日の朝でございますが、複数の学校から、腹痛や下痢などの集団欠席が起こっているという報告が教育委員会にありました。

市全体の状況を早急に把握しなければならないということで、通常午前11時を報告期限に設定しております学校等欠席者感染症情報システム—これによって教育委員会が把握するわけですが—この入力期限を午前9時半に繰り上げて、期限内に報告するよう学校に指示いたしました。

その報告を基に、原因の1つとして学校給食が考えられたものですから、念のために牛乳の提供を取りやめるとともに、加熱処理や塩素消毒した食材のみを提供することで、児童・生徒の安全を最優先に考え対応いたしました。

村石委員

今ほど言われた対応が本当に適切であったと思います。

結局、保健所に連絡して保健所の対応を聞く前に、複数の学校で同じ症状の人がこれだけ多くいるということを考えると、食中毒の疑いがあるという具合に教育委員会としては判断をされたのだと私は理解をいたします。

そこで、そういう症状が出れば、症状が出ている児童・生徒の保護者や、あるいは子どもに症状が出ていない保護者も、当然、学校で何が起こったのだということを正確に知りたいと考えると思うのですね。



そこで、ある教育委員会では、緊急のことが起こった場合、学校長名でまず現在起こっている事実だけを正確に伝えるという目的で、保護者宛ての文書の例文が決まっているわけです。そのほかにも幾つか例文はあるのですけれども、富山市教育委員会としては、事前にそのような例文などは備えていたのでしょうか。

学校教育課長 教育委員会のほうでは、これまでの経験から様々な緊急事案一例えば不審者対応ですとか自然災害などが発生した際に、その状況や対応等について保護者に速やかに周知するための文書を作成しております。今回の事案につきましては、給食時に食物アレルギー―食中毒も含めてですけれども―そういったことや異物混入などが発生した場合の文書に加え、今ほど申しました自然災害、不審者対応等が発生した場合のものなど様々な例を参考としながら、速やかに学校から保護者宛ての文書を出すように指示しております。

村石委員 文書ということもありますけれども、メール―よく学校から来る不審者メールとか、あるいは行事を緊急に取りやめる、登校時間を変

更するなどがありますが、そういうメールでの発信はされたのでしょうか。

学校教育課長 6月17日の午前でありますけれども、今ほど申しましたように、保護者宛て文書の発送を指示するとともに、緊急安全メールで速やかに保護者のほうに伝えることも指示しております。その両方で周知を図りました。

村石委員 委員会資料（追加分）1ページの表に数字が並んでいます。ここでしっかり捉えなければいけないことは、症状が出て回復して学校へ来るまでに結構長くかかっている子どもがいるということです。

資料をいろいろ調べてみたら、もちろん病原菌—細菌の種類によっては治るまでに日が短い場合もあるし長い場合もあるのですけれども、一般的には二、三日で回復するという具合に言われています。しかし、この表を見ると二、三日ではないですね。

したがって、今回の集団食中毒については、本当に前例のないことで、また症状が続いているということで、本当に重く受け止めるべきだと思っています。

そこで、症状が一定程度収まって登校に至った児童・生徒へのカウンセリングの支援—い

わゆるPTSD（心的外傷後ストレス障害）の症状で、例えば牛乳を見ただけで、飲んで腹が痛くなったことを思い出したり、あるいはなかなか今までどおりに牛乳を飲めないとか、いろいろな症状がある人がいるかもしれませんが、これは絶対に出るというものではなくて一人一人違いますから一そういう意味では子どもに応じたカウンセリングの体制も取るべきと考えますが、どうでしょうか。

学校教育課長 現在、各学校におきましては、朝の健康観察を通しまして、このたび被害に遭った児童・生徒はもとより、全校児童・生徒の健康状況を把握し、全教職員がいつも以上に児童・生徒の様子に気を配りながら教育活動を行っているところです。

悩みや不安を訴える児童・生徒につきましては、まずもって学級担任がじっくりと話を聞く場を設けてまいりたいと思います。

また、必要があれば養護教諭、それからスクールカウンセラー等が直接相談に乗るなど、全教職員が連携しながら食への不安など悩みの解消に努めてまいりたいと考えております。

村石委員 先ほどの説明では、6月18日には富山市中学校総合選手権大会があったと。その大会に

出られなかった子もおられると思うのですね。その子は腹が痛くて、なおかつそういう大会にも出られなかった。3年生にしてみれば最後の思い出の大会かもしれないし、そういう意味では、たまたま非常にタイミングの悪いところに集団食中毒が起こったとも言えるわけです。いろいろな視点から、いろいろな子のことを考えていく必要があると思います。そこで、今回の集団食中毒の発生における対応について、教育委員会として検証する必要があると思うのですが、事務局長の見解を伺います。

教育委員会事務局長

今、村石委員からの質疑の中でもあったように、教育委員会としては、原因が分からない中で、全体的にはスピーディーに対応できたものと一応考えております。

先ほど申しましたように、まず初めに学校欠席者の情報を収集しました。その中で、欠席者が急増している、これだけ多くの人数が欠席しているという状況を確認したのですが、まだ原因が分からない状況の中で、これだけ多くの欠席者が出たということから、原因として給食は当然念頭に置くわけです。そこから共通するものとして、牛乳ではないかと、教育委員会の内部でもある程度想定はしてお

りまして、その想定の中においてまずは牛乳の提供を止めたと。そして、ほかの生ものについてもちゃんと塩素消毒をしてあるものを出すなり、加熱したものに徹底するなどという対応をしてみいました。

先ほども申しましたように、欠席者の多い学校の保護者に対しては、6月19日から今の現状一欠席者が急増して多いという現状を文書やメールで情報提供しております。

さらには、もしかしたら保育園でも何か症状が出ているのではないかと考え、こども家庭部にお聞きして情報を入手しまして、対応に当たったものでございます。

また、そういった事案が発覚した6月17日の晩に、対外的に記者発表もしました。その時点でまだ原因がはっきりつかめていない、保健所からは発表されていない段階ではありましたが、基本的にはできる限りの対応を行ったものと考えております。

今後、原因が発表された後の対応につきましても、しっかりと対応してみたいと考えておりますし、委員のおっしゃるように、検証は当然必要だと思えます。

全体の事案がある程度まとまった段階で、こういった対応の中に何か漏れはなかったのか、行動に遅れはなかったのかという検証は、当

然やっっていかなければならないと思っています。

村石委員

事務局長の言葉のとおり、検証をぜひしていただきたいのですが、もう1回、やはり症状が出た子どもたちにも、症状が出ない子どもたちにも、あるいは保護者の気持ちにも寄り添って検証する必要があると私は思います。教育委員会側の立場の検証だけではなくて、子どもたちや保護者の立場に立って。なぜこういうことを言うのかというと、ある新聞には、SNSとかいろいろなところにいるいろいろな書き込みがあったという記事が載っていました。真実だけを情報として得ていれば、よく分からないような情報はそんなに飛び交わないとは思いますが、そういう意味では、情報の出し方がどうだったのかも含めて、ぜひ子どもたちや保護者の身になって検証していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

教育委員会事務局長

保護者の方々には、教育委員会のほうからメール等で情報提供を行っておりますので、それは必ず正確な情報であると受け止めていただいていると思います。

保護者の立場、生徒の立場に立ってというこ

とについては、委員会資料（追加分）2ページにもありますように、7月5日以降の対応については現在検討中であります。やはり6月にこういった事案が発生したばかりでありますので、当面は代替品のジュース等で対応しているところではありますが、栄養素的にはやはり牛乳は当然必要なものと考えているのです。牛乳を再び提供するタイミングが、今はまだ早いのではないかとか、そういった保護者の御意見をPTA等を通して伺いながら進めていきたいと今は考えているところです。

佐藤委員

関係者の御心労は本当に大変なものだということとは十分に分かっておりますけれども、今、原因菌もまだ分かっていない状況で、検証という話もありました。大変恐縮なのですが、この状況の中で、冒頭の事務局長の言葉など、再発防止に努めるといようなお話が多々あるわけですけれども、食中毒が発生した後の対応マニュアルなどを検証した上でも、現実、今回の対応にそんな大きな間違いがあったというふうには全く思っておりませんし、本当に懸命に対応していただいています。要するに食中毒の発生の再発防止ということの意味するのであれば、今の段階で具体的にどういうことを考えていらっしゃるのかをお

聞きしたいのですけれども、いかがですか。

教育委員会事務局長

今の段階では調理場等が原因ではなさそうだという見通しですが、今回のようなことが今後また発生してはいけないので、調理場等の再確認は当然していきたいということがまず1点あります。

また、今回の件につきましては、富山県学校給食会が牛乳の業者を選定していますので、富山市としては、業者の選定に当たっては価格だけにとらわれず、継続性や安全性を重視してほしいということ、県学校給食会に対して強く要請する必要があると考えております。

佐藤委員

現状ではやっぱりそういったことに尽きるのかもしれませんが、もう少し突っ込んだ部分も—これだけの期間がありましたし、当初から牛乳ではないかという話もありましたので—もうちょっと具体的に、何か考えていらっしゃることはないのでしょうか。

教育委員会事務局次長

現場での対応ということでお答えします。

(学校教育担当)

6月21日付で教育長から各校長宛てに文書を出しました。

まず、この時期、気温が高くなって食中毒が



かなり懸念されます。調理室はエアコンも効いて温度調整はできております。ただ、子どもたちが調理室に直接給食を取りに行くのではなくて、多くの学校では調理室から一旦給食が出て、そこから教室に運ぶまで一定の時間があります。ですから、調理室を出てから子どもたちが食するまでの時間を短くしてくださいという指示を出しております。

2点目として、検食、試食というものを行っております。これは、子どもたちが食する30分前に、担当者—多くの学校では校長や教頭が食しておりますが、試食の際には十分吟味して、検食という意味を重く受け止めて食事をすることを指示しました。

ただ、今回も30分以上前に管理職が試食しておりました。かつ、牛乳を飲んで腹痛を訴えて帰宅した子は、教育委員会としては報告を受けていないのです。食してから5時間後ぐらいに嘔吐、下痢、発熱という症状が出ております。

しかしながら、やはりもう一度、試食、検食ということを考えて、30分以上前に実施するようにということです。

もう1点は朝の出欠状況についてです。今回は一番早く連絡が来たのが午前8時の時点でした。いつも以上に嘔吐、下痢、発熱での欠

席が多いという一報が教育委員会にありました。今回13の学校からそのような報告を受けまして、教育委員会に一報をいただくのもいいのですけれども、やっぱりいち早くという意味では一等先に学校医との連携を考えて、教育委員会と学校医の両方に同時に連絡することで、より早く原因がつかめたのではないかと考えております。

ちょっと長くなりますが、今回の件についてある学校医からは、50人ぐらいが同じ症状を訴えており、かつ児童・生徒ということですから、これは学校給食に関係するものではないかという話がありました。ですから限定はできませんけれども、当初から風邪などということは私たちの意識にはなかったのです。かつ、そのほとんどで症状が長引かないというか一夜、子どもたちは本当に苦しい思いをしたのですが――夜明けてみると回復は思った以上に早かったというところから、やはり食中毒を起こす菌が原因ではないかという情報も、学校医から教育委員会へいただきました。

このように、食中毒という件に関しては、学校も幾つか見直すところがありますので、これは先ほども申しましたが、6月21日付で各学校に通知したところです。

佐藤委員

まさに見えない—新型コロナウイルスではないのですが—今、検食のお話がありましたが、これまでもずっと園長や校長は、当然緊張感を持って検食をされてきたと思います。私はPTA会長をやっているけれども、メニューの改善などにも反映させるという意味での検食もされていたと思うのですが、何よりも毒見のような—明らかに見た目が腐っているだとか、まず第一要素はそういった思いでやっていただいていたということは十分分かっています。ただ、今回もそうですが、それをくぐり抜けるのが現実ですから……。

そういった検食で、これまでも肌感覚でちょっと味がおかしいということで献立を変えたとか、未然に防げたこともあるのではないかと思うので、参考までに教えてください。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当)

その日に急にメニューを変えるということでしたら、提供を止めるということはありませんでした。

例えば、御飯に異物が入っていたケースです。防がなければならないのですけれども、どうしても御飯というのは虫が入ることがあります。そういうときは検食の段階では分からなくて、たまたま配膳されたある1人の給食に異物が入っていたと。そういうときは学校全

体で提供を止めるとか、その学級は全員食べるのをやめる、かつ御飯の代わりにパンを急遽準備して、パンを代替品とするといったような事例はこれまでに幾つかありました。

佐藤委員

近年は先生たち、校長や管理職の方も、子どもの安心・安全には日頃から相当気を配っていらっしゃるところに、新型コロナウイルス感染症があって、その上にまた今回の食中毒の発生で、ある意味で教育委員会としては防ぎようがなかったのではないかなという部分もあったものですから—その上でまたいろいろな反省をされている姿に、改めて敬意を持ちながら答弁を聞いておりました。ちょっと余計な質問にもなりましたけれども、感謝を申し上げます。

赤星委員

牛乳の納入業者の選定ですけれども、先ほど県の学校給食会に安全性を重視するよう要請すると言われましたが、これはどうして県の学校給食会が選定することになっているのですか。

先ほど富山市学校給食会の経営状況報告もありましたけれども、県にお任せというのではなくて、市のほうで責任を持って選ぶことはできないのでしょうか。

学校保健課長 学校給食用の牛乳については、学校給食用牛乳供給対策要綱の中で都道府県知事が業者なり価格を決めるという規定になっておりまして、それに基づいて現在行われております。

赤星委員 これは全国で同じなのですか。

学校保健課長 全国で同じです。

赤星委員 報道で聞いた範囲なのですけれども、安全性などの基準は特にないと聞いたのですが、どのような基準で選定されているのかということとは分かるのでしょうか。

学校保健課長 牛乳の業者は毎年入札で決まっておりますが、入札参加資格については県学校給食会のほうで衛生管理基準が決まっており、その基準に該当する業者が参加しておられます。

赤星委員 今回問題になった業者は、過去何年か前にも保健所の指導を受けたという報道を見た気がするのですけれども、そういったことは入札参加資格には関わらないということなのでしょうか。

委員長 県の学校給食会で考えておられることで、市

教育委員会の所管ではないと思います。  
教育委員会所管分での質問はほかにありませんか。

赤星委員 県の所管だから分からないという話でいいのでしょうか。調べていただきたいです。  
それで、県学校給食会に対して価格面だけではなくて安全性を重視するよう要請するというお話が先ほどあったので、入札では価格面重視なのかなと思った次第なのですがけれども……

教育委員会事務局長 別に価格面重視とは言っていません。いろいろな観点から選定されていると思いますので、例えばという意味で要素的に価格という言葉を出しただけで、価格だけで選定しているとは言っていません。

赤星委員 今回これだけ大規模な食中毒が実際に起きたわけなので、そここのところはやっぱり市からも県学校給食会に厳しく言っていただきたいと強く要望します。

高田 重信委員 食中毒というのは今までも起きている中で、いろいろと反省もされながら、たまたま今回はこの程度と言ったら失礼ですが、重篤の患

者も出なかった。不幸中の幸いかなと思っています。起きたことは起きたこととして、先ほど言われたようにしっかり検証していくとのことですが、これからのこととして一赤星委員の話にもあったように、牛乳の場合は県の所管だけれども、生もの場合は富山市学校給食会が携わっていくわけですから、生ものを扱うときの検査の在り方もいま一度しっかり見直してもらいたい。今回の食中毒の発生を受けて、調理場の検査はすぐに実施されたのですか。

学校保健課長 全ての調理場での検査を、すぐには実施しておりません。

高田 重信委員 だから、危機感、危機意識というのはそんなものではないかと。できたらやっぱり、市教育委員会としてもう一遍何か一原因は牛乳かもしれない。でも、ほかの可能性もあるかもしれないということも踏まえながら、早急に見直していただきたい。そうしたら、親も子どもたちも、牛乳以外だったら生ものも安心して食べられると。生の材料もしっかり検査していただきたいということです。

それと、先ほども言われましたが、県学校給食会のほうにしっかりと牛乳の在り方を一こ

ここまで来たらHACCP認証を取得するぐらいの業者を選定してくれと私は思います。富山県でそれができるかどうかは分からないけれども、それに準じるぐらいのことをやってもらわないと。

何十年か前にも、やっぱり牛乳での食中毒があったと思います。それをまた繰り返している—あってはならないことだとその当時も言っていたようだけれども、今回また起こった。多分、食中毒が起こったときには牛乳が原因ということ想定しておられると思うのですよね。今、原因はパイプの詰まりだとかいろいろ言っているけれども、本来そこは県にしっかりとやってもらおうということを強く要望しておいてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

次に、教育委員会所管分で、議案及びただいまの報告以外で何か質問はありませんか。

赤星委員

—昨年だったと思うのですがけれども、学校の校則とジェンダー平等ということで、制服などといった校則に関することを質問しておりました。



今年の春ぐらいから、私の地元でも中学校の女子生徒がスラックスをはいて通学する姿を見かけて、ちょっと変わってきたのだなとうれしく思ったりしています。

今日の新聞報道によると、県議会のほうで、女子生徒の制服でスラックスを選べる県立高校が来年度から11校に増えると答弁が出ているのですが、富山市立の中学校では、そういった制服に関する校則などで何か変化があったのかどうか教えていただけますでしょうか。

学校教育課長 令和2年ぐらいから多くの中学校が女子生徒の制服へのスラックスの導入について検討を進めております。

令和3年度、現段階においては、半数を超える中学校が女子生徒のスラックスの導入を既に終えております。

また、半数弱の学校は、令和4年度に向けての導入を検討しているところであります。まだ着手していない学校が若干ございますが、その学校においても要望があれば柔軟に対応していくという報告を受けている状況でございます。

赤星委員 大変うれしく思います。

同時に、当時、市立中学校の校則を全部見せてもらったときに、中には「下着は白」と書いてある学校もありました。そういう理不尽な校則はもう見直しましょうと、文部科学省からも去る令和3年6月8日付で全国の自治体に要請したと新聞記事にありました。

富山市の中学校の「下着は白」などの校則は、その後どうなったのか分かりますでしょうか。

学校教育課長

一つ一つの学校について、現段階で校則がどのように変わったのか、どう改正したのかということの確認は特には取っておりません。教育委員会としては、例えば、このたびの女子生徒の制服へのスラックスの導入についても、各学校においては生徒心得あるいは生徒会則等に位置づけるなどして、常識的な見地から改善を図っているものと捉えております。

赤星委員

スラックス、スカートはよかったと思うのですが、今度は上着ですね。どうしても男子が学ランで女子がセーラー服という固定したイメージがあると思うのですけれども、首都圏の学校などでは、例えば男子がスカートをはいてもいいし、男子、女子にかかわらず何を着てもいいと。生徒が参加してそういう校則に変えたというところもございまして、これ

からやっぱり何で男女で違うのだろうとなつてくると思うのですね。そういったときに、やっぱり生徒が主人公になって校則について考えていくということがとても大事だと思うのですけれども、その辺りについてどのような見解をお持ちでしょうか。

学校教育課長 校則につきましては、各学校が、毎年とは言わないまでも、一定の期間を見ながら見直しを図っていると思います。こうした取組については、学校の職員が独善的な判断で進めるものではなく、委員もおっしゃいますように、生徒会のほうでの協議にかけた意見を土台としながら、また場合によってはPTAの役員等に意見を求め、非常に幅広い視点から様々な状態を想定するとともに、総合的に判断したものが現在の学校の校則として位置づけられていると認識しております。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当) 小学校、中学校の段階においては、やっぱり常識ある社会人になるための生き方を家庭と学校で子どもたちに学んでもらう、学ばせる場でもあると思うのです。今、校則はある意味駄目なものという認識がありますが、ルールを守るということはしなければいけないことだと思っております。

ただ、赤星委員がおっしゃるように、教員主体ではなくて、生徒会を巻き込んでこの校則を見直すと。

例えば私の勤めた学校では、傘の色は黒、白、紺で、無地というルールを決めておりました。生徒会では、傘は雨の日の夕方に使うときもあるので、黒や白だと車の人から見えにくいのではないか、赤でもピンクでもいいのではないか、ただし、中学生だから無地にすべきではないかと。色は何でもいいけれども、中学生らしく、自分の学校の生徒は真面目にルールを守っているのだという意味で無地にしていこうというように、生徒会が中心になってルールを変更した場合もあります。

子どもたちのためになる校則ということを一変えるべきところは変えますが、続けるべきところは続けなければいけないのかなと思っています。

高道委員

今回の定例会で豊岡議員からも質問がありましたけれども、G I G Aスクール構想の実現に向けて、今、生徒たち一人一人にタブレット端末を使っていたいただいております。

その中で、私も地元の小学校を含め少し視察してまいりました。学校では、私が思っていた以上に本当に積極的にタブレット端末が使

われていますし、理科だったら、まだ低学年なのに画像を見ながら観察日記を作ってみたり、社会科の学習だったら、ちょうどそのときは古墳の勉強だったので、グーグルなどを使いながら仁徳天皇陵の形などを見ている様子を、自分も見させていただきました。

先生方も本当に積極的にそういったことを教育の資料として使っておられるとともに、子どもたちも本当に楽しそうに授業に取り組んでいて本当によかったなど、そういうところがすごく印象的に思われました。

ところが話を聞いてみますと、急に通信がつながりにくくなると。つながるときもあるのだけれども、みんなで一緒に何かやろうかなと思って先生と一緒にクリックするときに、やはりつながりにくいという状況もありますし、また、参観日でタブレット端末を使おうかなと思ったときに、今言ったような理由で、急遽資料をペーパーに変えて行ったということを知りました。

当初の市の想定を超えて活用が進んでいることは大変うれしく思いますけれども、活用が進めば進むほど、やはりつながりにくいというのは大変なジレンマがあるのではないかなと思っております。

使い方が進んでいるので、それに合わせて柔

軟に対応して、ぜひとも早いタイミングで不具合の解消を目指してほしいと思っておりますけれども、今後の見通しについて何かあればお聞かせいただけますでしょうか。

教育センター所長 委員御指摘のとおり、各小・中学校で1人1台のタブレット端末の活用が進みまして、私どもも大変うれしい思いでいっぱいなのですが、その一方で、つながりにくいという学校からの問合せも多くなっております。そこで、市教育委員会としましてはその要因を探ろうと、4月当初からできる限り早く対応するために、情報統計課等と協力して通信状況を調べてまいりました。その結果、現時点で把握している不具合の最も大きな要因としましては、各学校の通信量が一斉に増大したときの、市で集約している教育ネットワークの通信回線の容量、それと通信データを集約している機器の処理能力にあると考えております。そこで現在は、まずその既存の教育ネットワークを増強する方向で検討し、2学期からの活用に間に合うように準備を進めているところです。

高道委員 せっかく私たちの時代にはなかったようなタ

タブレット端末なので、やっぱり先生とか生徒がストレスなく使えるような状況を早くつくっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

松井委員

今の話にちょっと関連してなのですが、タブレット端末の家庭での使用については、小・中学校の保護者が承諾書を記載して学校に出していると思います。実際に保護者の中には、例えば、今度の夏休みなどに、家庭のほうにタブレット端末を持ってきて宿題ができるのかなと考えている方もいると思います。たしか当初予算では、W i - F i 環境がない家庭への貸出しの予算もついていたと思いますが、そういったことの動きがどういうふうになっているのかお聞かせください。

教育センター所長

現在、タブレット端末の持ち帰りにつきましては、長期休業一夏季休業中や感染症等によって学級閉鎖になるなどの際に、児童・生徒の家庭学習、そして健康状態の把握に活用するために、各学校の判断で持ち帰りを開始することとしております。

様子を見ておりますと、4月当初から配備が完了するとともに、試しに4年生以上の児童・生徒を対象に持ち帰ったり、複数の学校に

においては試験的に全校一斉に持ち帰ってみるなど、持ち帰りの活用は進みつつあります。持ち帰りの判断基準としましては、今ほど委員がおっしゃったように、家庭でのネットワーク環境がどのようになっているのかを各学校で調べたり、それから持ち帰る目的、留意事項など、このようなルールの下にやりましょうという共通理解を各学校と保護者との間で得た上で持ち帰るということを前提として、市教育委員会で進めているところです。

現在、持ち帰りをしている学校、それから実施していない学校もあります。ですが、どの学校においても、夏季休業中までには持ち帰ることを想定して準備を進めているところです。

W i - F i 環境につきましては、市では生活保護受給家庭、要保護の就学援助受給家庭を対象にW i - F i の貸出しをアナウンスして、今、貸出しを始めているところです。

委員長                   ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長                   ほかにないようですので、この程度にとどめます。



以上で、総務文教委員会教育委員会所管分を終了いたします。

午後 3時19分 休憩

~~~~~

午後 3時28分 再開

委員長 総務文教委員会財務部所管分の議案の審査を行います。  
議案第139号 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

納税課長 [議案説明資料により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

大島委員 議案説明資料1ページの2の改正の内容のうち、(2)個人市民税の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しの対象者は、富山市で何人くらいいらっしゃるか分かりますか。

市民税課長 現在こちらでは数字は把握しておりません。

大島委員 該当する人がいらっしゃるのかどうかは分かりますか。

市民税課長 市民税課窓口において、実際に市民税申告をなさる方はいらっしゃいます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第139号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第139号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。

以上で、財務部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されております報告第27号 経営状況報告の件（富山市土地開発公社）

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

用地課長           〔議案書により説明〕

委員長           これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

赤星委員           今、御報告の最後のほうで、当期純利益384万5,492円を将来のための準備金として積み立てるとありました。  
この積み立てるお金というのはどこへ入っていくのですか。

用地課長           土地開発公社の準備金として、預金として公社で持っております。

赤星委員           例えば、昨年度に出た純利益が積み立てられたというのは、議案書の表の中ではどこに入っているのですか。

用地課長 議案書128ページの(2)貸借対照表のうち、右側の資本の部、準備金の2の当期純利益のところにその数字が出ております。

委員長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結します。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、財政部所管分におきまして、議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありますか。

大島委員 富山市の財産として、株を持っていらっしゃるのだと思うのですが、富山地方鉄道の株は昨年の9月現在で8万2,000株所有となっております。コロナ禍で経営危機だと社長が言われるくらい大変な経営状況の中で、1,500近くのレール部分の不備をそのままにしておいたことが脱線事故の調査によって判明したと、今日、新聞の1面に出ました。昨年、ライトレールを富山市から富山地方鉄道のほうへ譲ったという経緯もあって一それ

がよかったのか悪かったのか分かりませんが、一富山市として、一応株主であるという立場から、こういった富山地方鉄道の状況に対して何か思いがあるのかどうかをお聞きしたいのです。富山市としてこのまま運行をお願いする立場ということもありまして、財務部に聞くのは財産的なものの視点かなということで、突然で申し訳ないのですが、いかがでございましょうか。

財務部長 財務部は、今ほど委員がおっしゃったように、財産を所管している部であります。基本的に事業者としてのいろいろな情勢だとか、そういう事業をどうしていくのかということは、活力都市創造部の交通政策課に該当してくると思います。その辺は市全体として考えていくものになってくるかと思しますので、財務部としては今の段階でちょっと申し上げにくいかなと思っています。申し訳ありません。

大島委員 当然そうだと思うのですが、株主総会の御案内なり出席という状況についてはいかがでしようか。

管財課長 今ほどお尋ねの株主総会につきましては、市のほうにも御案内をいただいております。実

は今日が株主総会の開催日なのですが、こちらにつきましては、市から書面での議決の分は行使させていただいております。

高田 重信委員 全て賛成ですか。

管財課長 議案第1号から第3号まで事前にいただいております、全て賛成です。

大島委員 最後にしますが、富山地方鉄道から市のほうへ、取締役とかそういうものではなくて、例えば参与などの役職を与えられることはあるのでしょうか。

管財課長 すみません、役員の就任状況については把握しておりません。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、財務部所管分を終了いたします。

これで、6月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和3年6月定例会の総務文教委員会を閉会いたします。

令和3年6月定例会  
総務文教委員会記録署名

委員長 高田真里

署名委員 田辺裕三

署名委員 大島満